



福岡医発第 3000 号 (地)
平成 30 年 3 月 2 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

難病医療の経過措置終了に伴う平成 30 年 1 月診療分以降の
レセプトの取扱いについて

さて、平成 27 年 1 月 1 日施行の「難病の患者に対する医療等に関する法律 (平成 26 年法律第 50 号) に基づく特定医療費の給付 (以下、難病医療)」において、同法施行前の特定疾患治療研究事業による医療費助成から引き続き受給している者 (以下、経過措置対象者) について、重症度分類を考慮せずに認定する自己負担上限月額を原則より引き下げる等の経過措置が 3 年間講じられ、平成 29 年 12 月 31 日をもって当該経過措置期間が終了しました。

この終了に伴い、実施機関番号「501」の受給者である経過措置対象者のうち、平成 30 年 1 月 1 日以降も引き続き認定することとなった者には、公費負担者番号等を変更した新たな医療受給者証 (実施機関番号「601」) が交付されております。

今般、旧医療受給者証の公費負担者番号による平成 30 年 1 月診療分以降のレセプトについては、保険医療機関等へ返戻の取扱いとなる旨、社会保険診療報酬支払基金福岡支部より通知がありました。

請求に当たっては、新たな医療受給者証のご確認をお願い致します。

つきましては、本件に関し、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
会長 白石恒明

重 要 性 分 類 III
事 務 連 絡
平成 30 年 3 月 1 日

福岡県医師会 御中

社会保険診療報酬支払基金福岡支部

難病医療の経過措置終了に伴う平成 30 年 1 月診療分
以降のレセプトの取扱いについて

平素は、支払基金の業務運営に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 27 年 1 月 1 日に施行された難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）に基づく特定医療費の給付（以下「難病医療」という。）においては、同法施行前の特定疾患治療研究事業による医療費助成から引き続き受給している者（以下「経過措置対象者」という。）について、重症度分類を考慮せずに認定する自己負担上限月額を原則の方よりも引き下げる等の経過措置が 3 年間講じられ、平成 29 年 12 月 31 日をもって当該経過措置期間が終了したところであります。

この終了に伴い、経過措置対象者のうち、平成 30 年 1 月 1 日以降も引き続き認定することとなった者には、公費負担者番号や支給認定の有効期間を変更した新たな医療受給者証が交付されることとされ、平成 30 年 1 月 1 日以降に、保険医療機関の窓口で医療受給者証等を提示された場合は、誤って古い受給者証を提示していないか等の確認をいただきたいとして、都道府県の難病対策担当課から各指定医療機関へ連絡されているところです。

つきましては、旧医療受給者証の公費負担者番号による平成 30 年 1 月診療分以降のレセプトについては、誤って古い医療受給者証を提示したものか等のご確認をいただくため、厚生労働省健康局難病対策課からの要請により保険医療機関へ返戻する取扱いとさせていただきますので、ご理解と特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、保険医療機関から返戻に対する問い合わせが寄せられた場合には、制度内容を説明し、ご理解願うこととしていますが、必要に応じて、都道府県の難病担当課から直接、ご説明いただくことを申し添えます。

（参考） 旧医療受給者証の公費負担者番号（平成 29 年 12 月 31 日まで適用）

	公 費 負 担 者 番 号			
	法別番号	都道府県番号	実施機関番号	検証番号
難病医療	54	01～47	<u>501</u>	0～9

保険医療機関 御中

社会保険診療報酬支払基金福岡支部

難病医療の経過措置終了に伴う実施機関番号「501」の平成 30 年
1 月診療（調剤）分以降のレセプトの返戻について

平素は、支払基金の業務運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 27 年 1 月 1 日に施行された難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）に基づく特定医療費の給付（以下「難病医療」という。）においては、同法施行前の特定疾患治療研究事業による医療費助成から引き続き受給している者（以下「経過措置対象者」という。）について、自己負担上限月額等の経過措置が 3 年間講じられ下表の公費負担者番号（実施機関番号「501」）により取り扱うこととされておりましたが、平成 29 年 12 月 31 日をもって当該経過措置期間が終了したところであります。

この終了に伴い、実施機関番号「501」の受給者である経過措置対象者のうち、平成 30 年 1 月 1 日以降も引き続き認定することとなった者には、公費負担者番号等を変更した新たな医療受給者証が交付されています。

つきましては、平成 30 年 1 月診療（調剤）分以降のレセプトについて、実施機関番号「501」での請求分は保険医療機関等へ返戻するよう、厚生労働省健康局難病対策課から要請があったことから、今回該当するレセプトについて返戻の取扱いとさせていただきますので、ご理解を賜り、請求に当たっては医療受給者証のご確認をよろしくお願い申し上げます。

（参考） 旧医療受給者証の公費負担者番号（平成 29 年 12 月 31 日まで適用）

	公 費 負 担 者 番 号			
	法別番号	都道府県番号	実施機関番号	検証番号
難病医療	54	01～47	<u>501</u>	0～9

【本件に関する問合せ先】

社会保険診療報酬支払基金福岡支部

TEL（代 表）092-473-6611

（ダイヤル）092-473-6616 + 内線番号

事業管理課 吉武、井手（内線303・307）